



無戸籍者に関する情報の把握と支援策

無戸籍者とは、通常子どもが出生した場合に、親が出生の届出をすることによって、子どもが戸籍に記載されますが何らかの理由によって親が出生届を提出しないために、戸籍に記載されない人のことです。

無戸籍になってしまう理由として多いのが、「離婚後300日以内に生まれた子どもは前夫の子と推定」とする民法の規定により、現夫（実際の父親）ではなく前夫の戸籍に記載されます。これを避けるため母親が出生届をしないことで、戸籍に載らず無戸籍となってしまうことです。

現在、この問題について法務省が無戸籍者の解消に向け取り組みを行っております。松戸市におきましても、これまで無戸籍者の把握と支援を行っているところですが、戸籍が無いことで社会生活上、不利益を生じることもある人がいると考え、何かできないか検討を進めて参りました結果、本年10月から以下の取り組みを実施することといたしました。

●無戸籍者の把握について

現在、市内にも戸籍がない人が5人確認されております。他にも戸籍が無くて困っている人がいる可能性があります。

把握していない無戸籍者のための案内を市ホームページに掲載しています。また、子どもの集まる機会が多い団体を始め、関係団体などに、パンフレットを配布し周知や情報収集を図り支援につなげていきます。

●無戸籍者相談ダイヤルの設置（専用ダイヤル）

無戸籍でお困りの人が、専用で電話がかけやすく安心して電話相談ができるダイヤルを設置いたします。

【無戸籍者相談ダイヤル】（直通）

電話番号 047-710-6080（市職員が対応）

受付時間 平日8時30分～17時



●無戸籍相談窓口の設置

市民課内に相談窓口を開設し、行政サービス等の手続きに関してご案内やご相談をお受けいたします。また、裁判手続きなど相談内容により弁護士との相談が必要となる場合は千葉県弁護士会と協力して弁護士との相談を市の相談窓口や弁護士事務所などで行います。

弁護士との相談（初回）は無料です。相談者のご希望により、市職員が弁護士事務所に同行するなど、無戸籍者と一緒に寄り添った対応を行います。

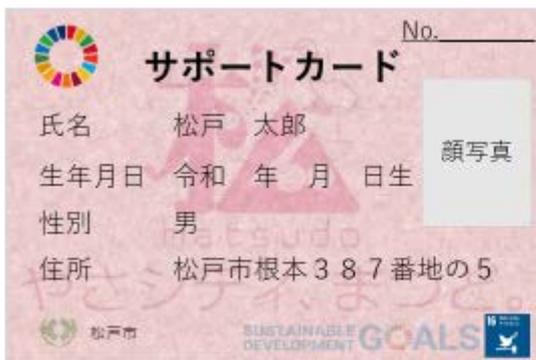
相談受付時間 平日8時30分～17時（市民課）

相談場所 市民課

●サポートカードの発行

無戸籍の相談者が市の窓口において行政サービス等の手続きを行う際に、希望者に対し交付するサポートカードを提示することで、事情説明を省き、精神的負担の軽減とスムーズなサービス提供につなげるとともに、市との繋がりをカードで示すことにより社会的な孤立感を和らげます。

【様式】



おもて



うら

●無戸籍者解消会議の開催

市民課、健康推進課、子育て支援課、子ども家庭相談課、生活支援一課・二課、教育委員会など、無戸籍者を把握する機会があると想定される担当課を集め、千葉地方法務局松戸支局と共に情報の把握、共有及び支援の方法などについて検討いたします。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市市民部市民課 ☎047-366-7340

FAX 047-364-3295 ✉mcshimin@city.matsudo.chiba.jp